

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

- 1 日時
平成 17 年 12 月 8 日（木曜日）
午前 10 時 4 分開会、午後 0 時 0 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、新居田弘文委員、
関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
安藤担当書記、八重樫担当書記、晴山併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
橋本県土整備部長、清水県土整備企画室長、小田島道路都市担当技監、
西畑河川港湾担当技監、小野参事兼建設技術振興課総括課長、
海野技術参事兼道路建設課総括課長、渡邊県土整備企画室企画担当課長、
佐藤県土整備企画室管理担当課長、旭澤県土整備企画室用地担当課長
沢口建設技術振興課技術企画指導担当課長、沼崎道路建築課農林道担当課長、
畠山道路環境課総括課長、佐藤河川課総括課長、若林河川課河川開発担当課長、
佐藤砂防災害課総括課長、平井都市計画課総括課長、
大矢都市計画課まちづくり担当課長、大久保下水環境課総括課長、
澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築住宅課建築指導担当課長、
岡田建築住宅課営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案
県土整備部関係
ア 議案第 8 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

- イ 議案第 30 号 県立都市公園条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第 31 号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- エ 議案第 32 号 県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例
- オ 議案第 44 号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
- カ 議案第 45 号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- キ 議案第 69 号 内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ク 議案第 70 号 岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 71 号 岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- コ 議案第 73 号 県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- サ 議案第 74 号 県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(2) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○及川幸子委員長 おはようございます。ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより議案の審査を行います。

議案第 8 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 1 表債務負担行為補正のうち追加のうち 19 から 22 まで、議案第 30 号県立都市公園条例の一部を改正する条例から議案第 32 号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例まで、議案第 69 号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第 71 号岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、議案第 73 号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第 74 号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての以上 9 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○清水県土整備企画室長 それでは、指定管理者制度導入に伴います関連議案について一括して御説明を申し上げます。

まず、議案（その 3）の 1 ページ、議案第 8 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算第 6 号中、県土整備部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の3ページをお開き願います。第1表債務負担行為補正追加のうち県土整備部関係は、備考欄の19から22であります。19、指定管理者による内丸緑地管理運営業務、20、指定管理者による花巻広域公園管理運営業務、21、指定管理者による艇庫を除く御所湖広域公園管理運営業務並びに22、指定管理者による県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等管理運営業務は、指定管理者制度の移行に伴い、業務が翌年度以降にわたることから、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、指定管理者制度を導入する施設、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者の規定等について御説明申し上げます。まず、県立都市公園関係、議案（その4）の111ページ、議案第30号県立都市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。以下、便宜お手元に配付いたしております県土整備委員会付託議案資料により御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧願います。1の改正の趣旨であります。県立都市公園の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金を指定管理者の収入として収受させることとし、併せて所要の改正をしようとするものであります。都市公園とは都市計画で定められた公園または緑地で、地方公共団体が設置するものでありまして、県が設置している都市公園は、岩手県営運動公園、内丸緑地、岩手県立花巻広域公園、岩手県立御所湖広域公園の4つがございまして、このうち岩手県営運動公園と岩手県立御所湖広域公園の艇庫は教育委員会の所管となっております。

なお、指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を指定を受けた団体に委任する制度であります。また、利用料金制度とは、利用者からの料金を指定管理者みずからの収入として収受させる制度で、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。指定管理者による管理について定めるとともに、指定管理者が行う業務の範囲について定め、さらに利用料金制度の導入に伴い所要の改正を行い、その他所要の改正をしようとするものであります。このうち指定管理者が行う業務の範囲につきましては、資料の1ページの2の（2）の①から⑨に掲げるとおりであります。内丸緑地につきましては現地に事務所がないことなどから、一部従前どおり県が行うことといたしております。

また、利用料金につきましては、条例で上限額を定め、その範囲内で指定管理者が県と協議の上、定めることとするものであります。金額につきましては教育委員会所管の施設は現在より一律2割増しを上限額としておりますが、県土整備部が所管する公園施設につきましては、既に料金が高い水準にあること、また指定管理者の応募者からの提案額も現在の額の範囲内でありましたことから、現在の額をそのまま上限額としようとするものであります。

なお、3の施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行しようとするものであります。利用料金の告示等につきましては公布の日から施行しようとするものであります。

す。

次に、議案（その４）の 222 ページ、議案第 69 号内丸緑地の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、同じく 223 ページ、議案第 70 号岩手県立花巻広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、同じく 224 ページ、議案第 71 号、岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。以下、便宜お手元に配付いたしております先ほどの資料により御説明させていただきます。

資料の 2 ページを御覧願います。1 の提案の趣旨であります。県立都市公園のうち内丸緑地、岩手県立花巻広域公園及び岩手県立御所湖広域公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、議案（その４）の 225 ページの議案第 72 号は、議案第 71 号と同じ題名の議案であります。岩手県立御所湖広域公園のうち艇庫の指定管理者を指定しようとするものであり、教育委員会所管の施設でありますことから、商工文教委員会に付託されているものでございます。

次に、2 の指定管理者の候補者の選定の経緯について御説明いたします。

まず、(1)、選考委員会の概要であります。外部委員 5 名、内部委員 1 名の計 6 名により県立都市公園指定管理者選考委員会を組織し、その委員会において募集方針及び募集要項について協議いただくとともに、申請のありました団体の審査を行い順位を決定していただいたものであります。委員の構成は、アに記載のとおりであり、4 回にわたり御協議いただいたものでございます。

次に、(2)、募集期間でございますが、申請受付期間は平成 17 年 6 月 27 日から 7 月 27 日までの約 1 カ月間行いましたが、4 月には募集方針を公表するなど周知に努めたところでございます。

次に、(3)、指定団体数及び選考方法についてであります。内丸緑地及び岩手県立花巻広域公園につきましては、それぞれ 3 団体、岩手県立御所湖広域公園につきましては 2 団体から申請があったところでございます。

次に、(4)、審査結果についてであります。選定基準は資料の 3 ページに記載のとおりであり、詳細につきましては資料の 4 ページから 6 ページに記載しているとおりでございます。

次に、3、指定する指定管理者についてであります。内丸緑地につきましては特定非営利活動法人緑の相談室を、岩手県立花巻広域公園につきましては財団法人岩手県スポーツ振興事業団を、岩手県立御所湖広域公園につきましては小岩井農牧株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。

指定の理由であります。内丸緑地につきましては、特定非営利活動法人緑の相談室は県内の造園業者による団体であり、専門性を有することから適切な管理が期待できる点が評

価されたものであります。

岩手県立花巻広域公園につきましては、財団法人岩手県スポーツ振興事業団の提案は手堅い内容であり、また提案された経費が最も低く、削減効果が最も高かったことが評価されたものでございます。

岩手県立御所湖広域公園につきましては、小岩井農牧株式会社の提案は植生管理に工夫が見られ、生態系の保全を重視するなど、環境面で優れた提案であることが評価されたものでございます。なお、指定の期間は、平成 18 年 4 月 1 日から 3 年間で予定いたしております。

次に、県営住宅等関係、議案（その 4）の 123 ページ、議案第 31 号県営住宅等条例の一部を改正する条例、同じく議案（その 4）の 125 ページ、議案第 32 号県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。以下、便宜お手元に配付いたしております先ほどの資料により御説明させていただきます。

資料の 7 ページを御覧願います。1 の改正趣旨であります。県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の管理を指定管理者に行わせることとし、あわせて所要の改正をしようとするものであります。県営住宅は、県が建設を行い住宅に困窮する低所得者に賃貸するための住宅であり、平成 17 年 10 月 31 日現在、9 市 1 町に 48 団地、5,138 戸ございます。また、県営特定公共賃貸住宅とは、県が建設を行い居住環境が良好な住宅を中堅所得者に対し賃貸するための住宅であり、平成 17 年 10 月 31 日現在、3 市に 3 団地、34 戸ございます。指定管理者制度は、都市公園のところで御説明申し上げたとおりであります。県営住宅等については住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点から、県としての判断が必要な行為は指定管理者が行うことができないものとされておりますことから、引き続き住宅を所管する地方振興局長が行うこととしようとするものでございます。

次に、資料の 8 ページの 2、条例案の内容でございますが、指定管理者による管理について定めるとともに、指定管理者が行う業務の範囲について定めるものであります。なお、3 の施行期日につきましては、いずれについても平成 18 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

次に、議案（その 4）の 226 ページ、議案第 73 号県営住宅等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、同じく 227 ページ、議案第 74 号県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定することに関する議決を定めることについて、一括して御説明申し上げます。以下、便宜お手元に配付いたしております先ほどの資料により御説明させていただきます。

資料の 9 ページを御覧願います。1 の提案の趣旨であります。県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、2 の指定管理者候補者の選定の経緯について御説明いたします。まず、(1)、選定委員会の概要ですが、外部委員 5 名、内部委員 1 名の計 6 名による県営住宅等指定管理者選

定委員会を組織し、この委員会において選定基準や審査方法などを定めた募集要項について協議いただくとともに、申請のありました団体の審査を行い順位を決定していただいたものでございます。委員の構成は、アに記載のとおりであり、4回にわたり御協議いただいたところでございます。

次に、(2)、募集期間でございますが、申請受付期間は平成17年8月22日から9月22日までの1カ月であります。8月1日から募集要項の配付を開始するなど、周知に努めたところでございます。

次に、(3)、申請団体数及び選定方法についてでございますが、御覧のとおり6団体から申請があったところであります。

次に、(4)、審査の結果についてでございますが、選定基準は資料に記載のとおりであり、詳細につきましては資料の11ページ、別紙審査結果一覧のとおりでございます。

次に、資料の10ページ、3、指定する指定管理者の概要及び指定の期間についてでございますが、財団法人岩手県建築住宅センターを指定管理者として指定しようとするものであり、指定の期間は平成18年4月1日から3年間です。

指定の理由についてでございますが、当該団体はこれまでの経験と管理実績により、施設の設置目的を十分理解しており、福祉部門等のスタッフから成る「和らぎ県住推進員」によるきめ細やかな滞納指導の実施など、入居者に配慮したきめ細やかな管理の導入や緊急修繕等に即座に対応するための県営住宅の存する8地方振興局管内に「管理サポートオフィス」を設置するなど、より具体的で効果的な提案がなされたことが評価されたものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 御苦労様でした。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 2点お聞きしたいのですが、まず大きく指定管理者制度を導入するに当たって、県庁の職員の体制などはどういうふうになるのか。人員が削減できるのか、それともこれまでどおりなのか、それとも増えるのか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

また、議案の最後の資料12ページに関わることでございますけれども、この訴訟に関してですが、これは県が当然やるのではないかと思うのですが、本当に県が訴訟に対して取り組むのか、それとも指定管理者になる財団法人岩手県建築住宅センターが行うのか、その辺ちょっと詳しく教えていただきたい。

○橋本県土整備部長 県営の公園と住宅と両方御説明申し上げたのですけれども、現在の管理はほとんど委託業務でやっています、もちろん職員が関わっていることでございますけれども、直接職員が管理全般をやっているというわけではございませんので、職員の数に影響は出るとは思いますが、指定管理者に必要な人数全部を入れると、そういうことではなくて、委託業務にやった分の量が減るというふうに理解してございますから、そういう点では幾らかの影響はあります。それは、全体の事務事業の見直しの中で評価していくことになると思っております。

それから、訴えに関することをごさいますけれども、これについては建築住宅課総括課長から説明します。

○澤口建築住宅課総括課長 指定管理者に委託する内容をごさいます、県が従前から実施しております訴訟あるいは起訴前の和解という法律的な問題、あるいは入居許可、抽せんとか選定までは委託しますが、入居の最終的な許可というのは引き続き県が行うものです。それから、裁判等の訴訟については県が対応するということになります。

○橋本県土整備部長 先ほどの住宅の管理、すべて委託というふうな答弁を申し上げましたけれども、振興局でやっている分もごさいますので、すべてではありませんので、修正させていただきます。いずれにしても全体の事務事業の見直しの中で、全体の中で考えていくことになります。実は、実際振興局土木部の管理課というところが担当しておりますし、また住宅を担当する課とも関わっているわけですがけれども、例えば修繕とかそういうもの、それらについても事務事業の全体の見直しの中で人員配置をしていくことになるということです。

○高橋雪文委員 確認をさせていただきますが、人員に関しては事務事業の見直しを待つて、それからということよろしいでしょうか。

○橋本県土整備部長 そのとおりでございます。

○伊沢昌弘委員 何点かお伺いしたいのですが、指定管理者に移行することによって債務負担行為からいろんな条例案、指定、選定ということで来ているのですが、まずこの指定管理者、4カ所ですか、やることによって債務負担行為が計上されているところであります。今までの管理ということで委託をしていたと思うのですが、それらと収入等については県が収入をする部分もあるかなと思います。その出入りの中で、指定管理者によって収入があった部分から委託費を引いて、なおかつ県費の持ち出しもあったと思うわけなのですが、これらが相対的にそれぞれの指定管理者に移行することによって、3年間の債務負担行為でありますけれども、年間どれくらいの経費節減が可能となるのか、その部分をひとつお示しをいただきたいなというふうに思っております。

それから、県営住宅についてでありますけれども、指定されるセンターですか、これまでの管理委託をしていた団体だと承知をするのですが、この指定のところ、きめ細かないろんな部分がプレゼンテーションというのですか、計画書の中にあっただけなのですが、これによっていわば県営住宅のここ何年間か議会の都度訴訟和解等の問題がありました。これらの部分について、これまでの委託と指定管理者に移行することによって、どのぐらいの改善を見通されるような計画が出されているのか。違う委託先であればいろんな部分があると思うのですが、同じ団体がこれをやっていると、自ら計画をするということで、これは気持ちの持ちようもかなり違うと思うし、計画があるわけなのですが、審査の過程においてこの辺がどのような評価をされたのか、まずお伺いしたい。

○平井都市計画課総括課長 都市公園の方のお話をさせていただきます。一番大きい従前の持ち出しの中で、県営ゴルフ場があります。それで、平成15年には収支のバランスがと

れたわけですが、16年には400万円ほどの繰入れがございます。これが指定管理者になって利用料金制をとれば、その収入の中でやるということですので、繰入れがなくなるということがございます。

○澤口建築住宅課総括課長 県営住宅の委託料につきましては、今までの委託よりも3年間で1,200万円ほど削減になります。

それから、指定管理者として新たな建築住宅センターからの提案でございますが、建築住宅センターからは委員の御指摘のとおり今までどおりではなくて、新たな体制で管理に当たるということで、新たな体制の提案がなされております。

その内容によりますと、例えば緊急修繕におきましては、現在盛岡地区以外では振興局の職員が対応しているわけがございますけれども、他の業務と兼務してなかなかすぐに対応できない場合もあるということもございます。盛岡地区を除く8振興局管内には管理サポートオフィスというものを設置いたしまして、これは民間の委託になると思いますが、常にそこに連絡すれば修繕対応ができるというような体制に組んでございます。

それから、和らぎ県住推進員というものを設置するというものがございまして、それは福祉部門と連携いたしまして、入居者の状況に応じたきめ細やかな納入のサービスを行うという対応で、これによって滞納の解消が図られるのではないかと。

それから、ダイヤルデスクサービスの設置によりまして、これは盛岡に設置しますが、常にここで電話を受けるというような形のもので、それで相談を受けるというようなことです。それから、センターかわら版という定期的なミニコミ誌みたいなものを発行することによって、入居者に適切に情報を提供するというような提案がなされておまして、入居者に対してのコミュニケーションあるいは納入指導、そういうものが図れるような計画となっております。

○平井都市計画課総括課長 ちょっと漏れましたので、先ほどゴルフ場の繰入れの話のほかに、今回の指定管理者を導入することによって公園等の維持管理費にも削減が期待されるということで、今提案された内容では内丸緑地であれば3カ年で1,200万ほど、それから花巻広域公園であれば3カ年で2,700万ほど、それから県立御所湖公園であれば3カ年で1,400万ほどの削減が期待されるということがございます。

(「4,000円。」と呼ぶ者あり。)

○平井都市計画課総括課長 失礼しました。内丸緑地は単年度で4,000円、3カ年で1万2,000円でございます。

○及川幸子委員長 単年度で何と言いました。4,000円。

○平井都市計画課総括課長 はい。それから、県立花巻公園につきましては単年度で930万ほど、3カ年で2,700万、それから県立御所湖広域公園は単年度で470万、3カ年だと1,470万ほど削減です。

○及川幸子委員長 確かめませんが、内丸緑地は4,000万と言いましたか。

○平井都市計画課総括課長 4,000円です。もともとの委託費が16年の実績で130万ほど

の少額でございますので。

○伊沢昌弘委員 これは、地方自治法の改正で県が委託をしていた部分、それを指定管理者にできるという規定の中で総合的に判断することだと思っておりますけれども、あとは利用に当たって、先ほどの説明ですと利用料の部分については上げないという、プレゼン全部読めばわかると思うのですが、表の中に利用料、使用料の部分が上がっていないということでやられるようでございますけれども、この3年の期限というのは3年後に改めてまたプレゼンテーション等々を含めて指定管理者の公募をしてやっていくという基本的な考えなのかどうか、そこもちょっと教えてください。

○橋本県土整備部長 基本的には、そういうことになります。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第45号和解の申立てに関し議決を求めることについての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤口建築住宅課総括課長 それでは、議案第44号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第45号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

初めに、議案(その4)の191ページをお開き願います。あわせてお手元に配付してございます資料の12ページ、議案第44号、第45号の関係資料を御覧いただきたいと思います。関係資料でございますように、訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象として行う法的措置であります。法的措置のうち訴えの提起は、滞納月が12カ月を超え、かつ滞納額が50万円を超える滞納がある者及び地方振興局土木部長が特に法的措置が必要と認めた者で、誠意ある対応のない特に悪質な者に対して行おうとするものであります。

また、起訴前の和解は滞納延べ月数が6カ月を超え、または滞納額が20万円を超える滞納家賃があるが、誠意を持って分割納入の意思を示している者に対し行おうとするもので

あります。県といたしましては、滞納者に対し繰り返し督促や滞納家賃等の納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行ってまいりましたが、県営住宅に係る家賃滞納額及び家賃滞納者が増加している状況にあることから、これを防止すべく長期にわたり家賃を滞納している者に対して法的措置を実施し、適正な住宅の管理に努めるものであります。今回法的措置を行なおうとすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

まず、議案第44号訴えの提起に関し議決を求めることについてですが、県営住宅入居者であって家賃滞納者のうち、滞納延べ月数が12カ月を超え、かつ滞納家賃額が50万円を超える者及び地方振興局土木部長が特に法的措置が必要と認めた者のうち、県がこれまで繰り返し行った納入についての指導や督促に応じることなく、加えて住宅の明け渡し請求に応じない10名の者について訴えを提起しようとするものであります。

地方振興局土木部長が特に法的措置が必要と認めた者は、10名のうち2名でございます。〇〇〇〇、〇〇〇〇の2名でございます。2名については、いずれも連帯保証人が保証契約の解除を条件に一度に50万円を超える滞納家賃を支払ったことから、一時は滞納家賃が解消されたにもかかわらず、その後一度も家賃を納入せず、滞納家賃を再び増加させている悪質なものでございます。

議案（その4）、191ページを御覧いただきます。事件の名称でございますが、県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等支払請求事件であります。原告及び被告についてでございますが、原告は岩手県、被告は県営加賀野アパート入居者〇〇〇〇外9名であります。事件の内容及び訴えの趣旨でございますが、各被告に対し県営住宅の明け渡し並びに滞納家賃等及び県営住宅条例第32条第3項の規定により支払うべき金銭の支払いに関し、県と各被告との間に紛争が生じており、その支払い等を求めるものであります。なお、県営住宅等条例第32条第3項の規定による支払うべき金銭と申しますのは、住宅の明け渡しを指定した日の翌日から明け渡しの日までの期間において、家賃にかわり支払うべき金銭であります。

また、議案にあります各被告の家賃等滞納額であります。住宅の明け渡し請求時点で、〇〇〇〇は家賃〇月分で〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇月分で〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇月分で〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇月分で〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇月分で〇万円余、〇〇〇〇は家賃〇月分で〇万円、〇〇〇〇は家賃等〇月分で〇万円余、これは連帯保証人が昨年12月にそれまでの滞納額、滞納家賃〇万円を支払って以降、新たに滞納した金額でございます。〇〇〇〇は家賃等〇月分で〇万円余、こちらも連帯保証人が本年7月にそれまでの滞納分〇万円余を支払って以降、新たに滞納している金額であります。〇〇〇〇は既に住民票を神奈川県に移しており、県営住宅を無断で退去した状態にあります。〇〇〇〇は家賃等〇月分〇万円余、〇〇〇〇は家賃等〇月分〇万円余となっております。

訴えの原因であります。各被告はいずれも県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、その支払いに応じず並びに県営住宅等条例32条第1項の規定に基づく明け渡し請求及び同条例第3項の規定により支払うべき金銭の支払いに応じないものであります。

訴訟遂行の方針でございますが、裁判の結果必要がある場合は上訴するものであります。また、訴訟において和解が適当であると認められる場合には、相当の条件でこれに応じようとするものであります。

続きまして、議案（その2）の194ページをお開き願います。議案第45号和解の申立てに関し議決を求めることについてですが、これは県営住宅入居者であって、滞納の延べ月数が6カ月を超え、または滞納家賃が20万円を超える滞納家賃がある者のうち、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者と県とが簡易裁判所に出頭し、起訴前の和解をしようとするものであります。和解により入居者から計画的な滞納家賃等の納入が約束されることから、入居者は引き続き住宅に居住できますが、仮に納入を怠ることがあれば訴えの提起を行わずに家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものであります。

申立人及び申し立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営みたくアパート入居者、〇〇〇〇外14名であります。

和解の申し立ての趣旨及び原因でございますが、各相手方は滞納家賃などの支払いがあることを認めており和解の意思があることから、県といたしましても滞納家賃等を分割して支払うことで和解しようとするものであります。また、相手方はいずれも県営住宅の家賃等を長期に滞納している者であります。なお、和解しようとする相手方の滞納額につきましては、11月現在で少ないもので41万円余、多いもので94万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○新居田弘文委員 今説明がありましたけれども、公営住宅法とか県営住宅条例によりまして建設して低廉な家賃で貸しているということですが、それぞれ提起の関係では月と滞納額が示されておりますけれども、非常に2万円とか3万円ぐらいの家賃なわけですね。代表的なものをどれでも結構ですが、同程度の民間家賃であればどれくらいなのか。というのは、例えば一般的には10万だけれども、県では3万ぐらいで貸しているというその辺の中身をちょっと掘り下げて聞きたいと思います。全部だと大変でしょうから、代表的なもので結構です。

○澤口建築住宅課総括課長 手元に資料がございませんが、民間との差は基本的には出してございます。民間近傍同種家賃はこれぐらい、それから県営住宅は収入に応じて家賃の設定が、入居者の収入に応じて家賃の設定がございまして、同じ住宅に入っても家賃が違っていると、収入によって違うという場合がございます。ですから、一概に近傍同種家賃に対してこれは幾らだという形ではなくて、その世帯の収入によって家賃が設定されることになってございます。近傍同種家賃はどのぐらいかというのは、今ここに手元に資料がないので、後で・・・。

（「おおよそでいいんだ。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 おおよその部分もわかりませんか。大体1DKとか。

○澤口建築住宅課総括課長 新しいものと古いものとで差がありますが、大体県営住宅で

一般、収入ぎりぎりの人たちが2万4,000円とか3万円とかで入ってございます、そこら辺ですと民間同種家賃だと6万、7万というふうな形になっております。大体そういうふうな感覚で、あるいはそれに近い、あるいはまた収入のない人は1万円ぐらい、1万円ちょっとでも入れるという場合もございます。

○新居田弘文委員 その中身については、おおよそ見当はつくわけですがけれども、いずれ言いたいのは民間であればある程度少なくとも採算がとれるような家賃を決めているわけですが、この場合は低廉な家賃ということで、むしろ所得の少ないほど安くて、あと所得に応じて割り増し、賃料等もかさ上げがあるのですね。そういう意味で非常に、今お話があったように半分とか3分の1ぐらいの家賃に多分設定されているかと思えます。

それで、さらにお聞きしますけれども、滞納者の方々は確かに県営住宅もそういう未納な状態ですがけれども、これが一般の県税とか、市町村までは県とは関係ないですが、県税等の関係納付状況は調べたことはございますか。その辺はどうでしょうか。

○澤口建築住宅課総括課長 県営住宅のみでございまして、県税についてとかほかの税金については調べてございません。

○新居田弘文委員 例えば県民税の滞納とか、幼稚園、保育園のそういう料金とか、あるいは給食費とか、いろいろそういうものは同じ人が大体同じようなスタイルで滞納している部分が結構目につくものですが、皆さんは住宅の部分の担当ですから、そこまで及ばないと思いますが、やっぱりこれは連携していろいろ滞納整理なんかやる必要があるのではないかなと思うのです。せっかく県民の皆さんの血税で貸しているのですから、それに対応した全庁を挙げてのそういう連携をしながら進めていただければいいのかというような意見を申したいと思えます。

○澤口建築住宅課総括課長 先ほどの御質問で代表的なものが分かりました。例えば松園西アパートでは民間では7万4,500円、それから県営アパートでは2万5,500円、それから緑が丘アパートで言いますと、近傍家賃が6万400円、県営アパートで2万4,500円、大体半分あるいは3分の1程度の家賃という形になってございます。

それから、家賃の滞納の督促等につきましては、これは委員お話しのように、ほかの方といますか、ヒアリングをかなり何回も繰り返してございます。この今回御提案させていただいた方々については何回も、どういう形で、どういうふうな、職があるのかないのか、いつなのかということで、ずっと指導してまいりまして、それでも払う意思がない。払う意思がある方は、ある程度分割しても納入したいという方は和解の方に進んで、和解して長期でも納めていただくということになりますが、こういう方、今回訴えを提起した方につきましては、その分割の意思のないというような方でございますので、ほかの県営住宅ではなかなか生活が苦しい中、一生懸命払っている方もいらっしゃるわけで、公平感を欠くという観点から提案いたしました。

○伊沢昌弘委員 初めての委員会なものですから、的外れな質問するかもしれませんがけれども、教えてください。

県営住宅に入るときには、収入の下限、上限があると思います。その中で入って行って、途中でお金があるのに払わないというのは、多分そういう方もあると思うし、払えなくなってきたというものもあるかもしれません。収入がなくなるといいますか、いろんな理由で、今現下の大変厳しい状況の中で、失業等を含めてというふうなときに、資料の12ページのところに、生活状況に応じて家賃減免制度を適用というふうなものがあるのですが、今再三再四にわたっていろいろやっていく中で、減免をしてやっていくという適用があるようですけども、この減免内容についてまずちょっと教えていただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、過去訴えの提起34件、11年から16年、提起前の和解105件、こういうことになっているのですが、訴えをして最終的に全部払ったのか、支払いができたのか。もしくは、またこれを払えないという場合はどういう結末になっているのか教えていただきたいのと、和解をしてうまく行って、分割で払ってこられているというケースの方が多いと思うのですけれども、この105件過去にあった中で、またトラブったようなケースがないのかどうか、その辺教えてください。

○澤口建築住宅課総括課長 減免の内容につきましては、毎年入居者の方から収入を申告していただきます。それによりまして、例えば1年目で2万4,000円だった家賃が収入に応じてもっと下がると、1万幾らになると、そういう形での毎年きめ細やかな家賃の設定をする。そのほかに収入がないと、全然ないよというような人たちは、それによって減免申請もごさいますし、それから指導の中では例えば「生活保護を受けられたらいかがですか」とか、そういうアドバイスとか御相談にも応じながら、きめ細かな対応、対策を進めているというところでございます。

それから、減免の数でございまして、平成16年度は250件ございまして、減免額は3,395万円ほどでございます。

それから、次の訴え後の支払い状況でございまして、それは基本的には訴えられてすべてすぐ払う方もいらっしゃいます。それから、払えなくて出て行っていただく、退去していただく方もございます。様々でございまして、基本的には裁判所の判決のとおりに行っていくという形で進めております。それがどれがどうというのは、はっきりした数字はございませんが、昨年でも訴えた中には和解してそれ以降はすべて払っているという方もいます。

それから、最後の質問で分割納入でございまして、分割納入を進めていく中でも分割納入を滞る方もいらっしゃいます。我々の方としては、できるだけ住んでいただいて、裁判所で合意した分割の内容を履行していただくような形での御指導なり御相談に応じてぜひそういう形でお支払いいただきたいというふうに進めておりますけれども、その中でどうしてもお支払いいただけないという方もございます。そういう方は、最終的には退去していただく場合もございます。いろんなケースがございまして、一概に言えないのですが、これは個々にすべて個人個人に対応した形でやっております。

○及川幸子委員長 大変な役目だと思っております。日々御苦勞様でございます。

○菊池勲委員　こうなると、おもしろくないような気がする。例えばこの何人かの名前まで載っているのだよな。年齢なんていうのはどうなの。今伊沢委員の質問に対しては、所得が少ないからって申請を出せば、毎年家賃が下がっていくって、恐らくこの人たちは下がる上がる関係なく納めないものだから、一般の人の話だよな。「私は、去年このくらいあったのにこのくらい減っちゃった。だから、何とか家賃を下げてください」と言って申請をして、あなた方が認めて、だんだんこういうふうに金額を下げていって、それで暮らしているのは満額納めている人のことでしょうか、言っているのは、今納めない人の議論しているのだよな。和解は成立して、だからこれに全部保証人がついているのでしょうか。保証人が払ったからって、また滞納する、保証人が払ったら滞納する、保証人の方が参るな、先に、我入っていないのだものな。

どうも、どういう方々なのか、どういう年齢構成なのか分からんだけれども、正直言って家賃が安く入れるのを探して苦労している人がいっぱいいるわけだよな。そして、夫婦共稼ぎで必死になって一般住宅に入って生活している県民が大勢いるのだよ。数え切れなくらいいるのだよ、課長。そのときにこんなぬるい話ではいいのかね。何となく気に入らないな。ということは、そういう岩手県になったということになれば、我々政治家としても責任があるのだよな、政治のやっぱり欠如だというような感覚になるわけだから、どうも数が少ない、県営住宅の分だ、一般住宅だってこんなことあり得るのだと思うよ。どういう年齢構成なのか。まず、この議案第44号のこれからやろうとするやつは、どんな歳なのか、どうもおもしろくないな。

○及川幸子委員長　おもしろくないことに対して、答弁。

○澤口建築住宅課総括課長　訴訟対象者、先ほどお話し申し上げました〇〇〇〇初め20名でございますが、年齢構成を一通りお話しした方がよろしいですか。

○及川幸子委員長　言ってみたらいいのではないですか。

○澤口建築住宅課総括課長　〇〇〇〇さんは〇歳でございます。〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、〇〇〇〇さん〇歳、以上でございます。

○菊池勲委員　そうか、おれずっと年だと思った。これは、30や40で払う気がないやつは、入る資格がないよな。現役もいいところなのなもの。こういう人たちがサボっているから岩手県はよくなならないのだな。32歳、33歳、39歳なんていうのは、これは正直言ってでたらめな話で、これ何年ぐらい前に入っているの。入れる方も、選定基準に大きなミスだこれは。32歳で県営住宅に入ったらば所得が見事に少ないということは、稼いでいないということだもの。まともに就職していないのではないかと、違う、課長。しっかりしてよ、それ。

○澤口建築住宅課総括課長　何年前から入ったというのはデータは持っておりませんが、滞納家賃が例えば一番最初の〇〇〇〇さんは〇月分滞納ということでございますので、〇年以上前からというような形に、〇月分の滞納金でございますので、それ以上入っているということでございますので、かなり長期に入っているという形になってございます。

- 及川幸子委員長 納得しがたいでしょうが。
- 菊池勲委員 やめた。
- 及川幸子委員長 いいですか。ちょっと、もやっとしていますが。ほかに質疑はありませんか。
- 高橋雪文委員 1つだけ。これ裁判所ということで、訴訟の費用というのが当然かかってくる、大体どれくらいになるのでしょうか。
- 澤口建築住宅課総括課長 詳細は、1人全部で50万程度です。訴訟費用が30万でその他含めて50万程度、1人です。
- 及川幸子委員長 訴訟費用が30万だそうです。
- 澤口建築住宅課総括課長 弁護士費用も含めまして50万程度。
（「1人に。」と呼ぶ者あり。）
- 及川幸子委員長 1人訴訟費用が30万、弁護士費用が20万で50万なそうです。
ほかに質疑がありませんか。
（「なし。」と呼ぶ者あり。）
- 及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし。」と呼ぶ者あり。）
- 及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）
- 及川幸子委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。
以上をもって議案の審査を終わります。
次に、この際、何かありませんか。
- 工藤勝子委員 それでは、一般質問でも取り上げられましたけれども、耐震強度の偽造問題について若干お尋ねをしたいと思います。
地震の多い国に住んでいる私たちでありますし、非常に世界的にも日本でも震度6強の地震等がそちこちで起きている状況であります。本当は、私たちも木造住宅に住んでいるわけですけれども、マンションとかホテルは非常に安心して生活できる場所だと私たちもそう思っているわけですが、非常にこういう問題が出まして驚きを感じたわけでございます。
- 検査機関の確認という、建築確認ということが大きな問題になっておりますけれども、国会の証人喚問等を聞いておられます、非常にお互いに責任のなすり合いをしているような状況が見受けられまして、やはり日本社会の無責任体制が出ているのではないかなという気がしてならないわけです。設計士さんにすればきちんと確認していれば見破れたろう

と言いますし、確認機関ではそういう設計が出てくるとは思っていなかったというようなことをお話ししているわけです。でも、一番被害があるのがここをお買いになった住民の方々でありまして、撤去命令も自治体から出ておりまして、家族の夢であったマイホームを高額のお金を出して手に入れたことはいいのですけれども、そこで安心して子供を育てようと思った家族もいれば、子供のため、老後のためと買った人たちもあるわけです。

ですので、岩手県とすれば一般質問であったように、特に岩手県は関与した部分はないということで安心したわけですが、一応こういう報道が出たときにチェック機関であるわけですから、県土整備部として一連の偽造問題をどう受けとめたかということを知りたいと思います。

また、県においてこの検査機関、指導監督も含めまして状況がどうなっているのかということと、いろいろとマンション、ホテル等の説明をするということで、ホームページとかミニコミ誌とかということでの情報は提供するというお話もありましたけれども、その辺について。

それから、県内におけるマンション、ホテルの耐震診断をどのように把握したのか、まずこの点についてお尋ねいたします。

○橋本県土整備部長 今回の事件について、県としてどのように捉えているかという御質問でございますけれども、このたびの構造計算書の偽造問題に関連しまして、住宅を購入した方々に多大な被害が生じたこと、大変遺憾なことだというふうに認識しております。

県として、建築士が多く構造計画書を偽造したこと、それから複数の行政機関や民間の指定確認検査機関において偽造された確認申請書を見過ごしたということについて、非常にこの問題にかかわった都道府県の問題だけではなくて、建築確認をやっております本県にとりましても大変重大なことだというふうに認識しております。

県としても事件発生を受けまして、マンションの居住者の不安にこたえるよう、構造計算書の再点検や相談窓口の開設など努力してきたところでございますけれども、国においては現行制度の問題点と、それから再発防止を検討しているということでございますので、国の検討状況にあわせて県として適正な対応に取り組んでいきたいと思っております。

その他の質問については、担当総括課長の方から答弁させます。

○鈴木建築指導担当課長 それでは、県における検査機関の状況と指導監督につきまして御説明いたします。

建築確認というのは、建築しようとする場合に法令に適合しているかどうかということを確認する手順でございますので、この内容が法令に合っているかどうかということを確認するという行為でありますことから、裁量の余地がないということで民間についても参入できることとされております。

岩手県を業務区域とする指定確認検査機関は、現在のところ知事指定の検査確認機関としては岩手県建築住宅センターがございまして、それから、国指定の確認検査機関としましては5団体が岩手県を業務エリアとして営業を行っております。

今回の問題となっております構造計算書が必要となる確認業務を行っている機関でございますが、これはいずれも国の指定機関でございます。平成 17 年 10 月末までに日本 E R I 株式会社 112 件、イーホームズ株式会社 1 件の確認がなされているところでございます。国指定の機関に対しましては、建築基準法上、指定確認検査機関に対する監督命令等については、その指定に係る主体ができるということでございます。県は監督等の権限はないところでございます。

また、県指定の岩手県建築住宅センターにつきましては、平成 12 年度に指定して以来、県内で建築確認を行っている県とか盛岡市等の行政団体と一緒に連絡調整を図る岩手県建築行政連絡会議等へ参画するというようなことを通じまして、運用の統一化であるとか、技術審査基準の情報交換等を行ってきているところでございます。

今後の指導でございますけれども、現在国におきましては緊急的に確認審査業務が適正に行われたかどうかについて緊急建築確認事務点検本部を設置いたしまして、国指定の機関については平成 17 年 12 月中に立入検査を行うと聞いております。これと並行いたしまして、岩手県におきましても財団法人の岩手県建築住宅センターについて同様の検査を行うということとしております。今後これらの点検結果を踏まえて、必要な指導を行っていきたいと考えてございます。

それから、その次の偽造問題に対応しての県の対応の説明につきましてでございます。まず、県の状況でございますけれども、県内には姉齒建築設計事務所が関与して所在地が判明したものはございません。それから、今回の事件は大臣認定の構造計算プログラムを使用した建築確認において偽造があったということを受けまして、平成 17 年 12 月 2 日までに県と盛岡市が建築確認をしたもののうち、そのプログラムを使用して、かつ保存されている申請図書 571 件について、すべて再点検を行ったものでございます。その結果、構造計算書の偽造は認められなかったところでございます。

県としては、県民の不安を招かないよう平成 17 年 12 月 2 日にこれらの事実を公表したところでございます。それと、相談をきちんとするという観点から、県、盛岡市に相談体制を整備するほか、建築構造の関係団体であります社団法人日本建築構造技術者協会、それから岩手県建築設計事務所協会にも相談窓口を開設したところであり、この旨をホームページにも掲載しております。今後とも引き続きの確な情報提供に努めていくとともに、県土整備部のミニコミ誌などにもわかりやすく解説するなど、工夫しながら広報を行っていきたいというふうに思っております。

それから、最後の質問でございましたけれども、県内におけるマンション、ホテルの耐震診断の把握状況につきましてでございます。県内におきましては、昭和 56 年以前の旧耐震基準によって建設されたものがございます。そのうち床面積 1,000 平米以上かつ 3 階建ての共同住宅やホテルにつきましては、252 棟存在するというようになっております。これらにつきましては、平成 8 年度と 15 年度の 2 度にわたって、文書によって所有者、管理者に耐震診断の改修の指導を行ってきたところでございます。また、このうち 2,000 平米以上の

ものについては、個別に現地でこれらの者に対して指導を行ってきたところでございます。県としては、今後ともこうしたマンション、ホテルを含めた建築物につきましては、既存建築物の所有者等につきまして、耐震診断への開始を行うよう普及啓発に努めていきたいと思っております。

なお、今回の偽造事件を受けて耐震性に不安があるという住民の方々もいらっしゃることから、先ほど御説明いたしました適切に相談対応の可能な窓口を県、市、建築関係団体に開設したところであり、この活用も図るようにはまいりたいと思っております。以上でございます。

○工藤勝子委員 素早い対応をしていただきまして、感謝を申し上げたいと思っております。阪神大震災が起きてから国の基準が強くなったと思っておりますけれども、昭和56年というような今お話がありまして、この252棟、不安なのがどのぐらいありますでしょうか。不安といいますか、耐震診断をきちんとやって大丈夫だと言われているのか、改築をしなければならないのか。それから、補強しているのか、そのまま放置しているのか、その辺の把握はわかりますでしょうか。

○鈴木建築指導担当課長 昭和56年以前の建物につきましては252棟、共同住宅とかホテル等がございます。旧耐震基準の中で建設されたということでございますので、このうちかなりの部分が地震が発生すれば被災を受けるという建物であろうかというふうに思っております。これまでの指導等を通じまして、このうち11棟については具体的な耐震診断を行っていることになっております。県としては、この率を上げるべく、継続して耐震診断、改修指導をしていきたいと思っております。

○工藤勝子委員 わかりました。そういう指導を、大変なことであろうと思っておりますけれども、災害も予想されておりますので、ぜひ指導等をお願いしたいと思っております。

長引く不況だとか公共工事の削減によって、受注競争が非常に激しくなっていると思っております。目に見えないところで、結局行政もそういう見えないところで、設計や工事にコストダウンが行われようとしているのではないかというような気がしてならないのです。建設新聞等を見ておりましても、予定価格というので標準価格が出ていてもかなり2,000万、3,000万とコストを下げた段階で出したところが受注しているというような状況なわけです。そうすると、どこかにミスというのですか、どこかにコストを下げなければ工事ができないわけですので、その辺のところをもう少し県として発注の仕方、受注の仕方というものを考えるべきではないかなと私は思っております。

せっかく標準価格というものを出しているわけですから、できればそういうことで余りコストを下げ、とにかくこういう工事に関して安ければいいというようなことが結果としてこういうことに出ているのではないかと私は思うわけです。ですから、現在工事しているところ、例えば完成してから行って見て、テレビとか新聞で見るマンションとかホテル、どこがどう悪いのか全然わからないわけです、私たちには。ですから、今現場確認ということをどのように行っているのか聞いてみたいと思っております。

○鈴木建築指導担当課長 建築工事過程の現場での確認につきまして御説明いたします。建築基準法におきましては、先ほど説明いたしました建築確認の段階で図面審査をして、この建物が法律に合っているかどうかということをチェックいたします。それを受けまして工事をするわけでございますけれども、中間段階で、工事の施工の途中段階で検査を行います。それと、完成したときに完了検査というものをを行います。工事の過程では、その中間検査というものをやっているところでございます。

これは、岩手県と盛岡市の場合でございますが、共同住宅やホテルの場合でございますと、地下を除く階数が3階以上で延べ500平米を超える建物につきましては見ましようということになっておりまして、具体的には2つの段階で見ることになっております。1つは、基礎及び地中ばりの配筋が完了した段階、それから2つ目は地上3階の床、床版の配筋が完了した段階で見るということになっておりまして、そうした段階で地盤の状況ですとか、基礎の鉄筋、それからコンクリートのかぶり厚の確認ですとか、柱やはりの鉄筋の本数、位置などが建築確認の図書と整合がとれているかにつきまして、現地に直接職員が行きまして確認を行っているということでございます。この検査による合格証がないと、次の工事段階へ進めないということになっております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。このチェック機関というものを、例えば工事現場に今日行きますよ、何日に行きますよというようなことを連絡して入るわけでしょうか、それとも抜き打ちみたいに入るわけでしょうか。ぜひチェック機関を厳しくやってほしいということを要望しながら終わりたいと思いますので、今の部分だけ。

○鈴木建築指導担当課長 中間検査につきましては、先ほど申しました基礎、地中ばりの配筋が完了した段階及び地上3階の床版の配筋が完了した段階で、こういう工程が終わりましたよということについて、こちらは報告を受けます。それを受けましてから数日以内に検査をするということになっておりまして、工事の中の工程の一部に組み込まれておりますので、例えばこの工程を抜くとかそういうことはできない仕組みになってございます。

○菊池勲委員 私がここに世話になって15年なのだけれども、その前からでありますから、もう十七、八年前から、あと前後の道路はすべて完了しているのだけれども、2カ所だけ悪い道路が私の地域にあるのです。私も振興局の土木部の部長以下四、五人で、数えれば10回以上行ったね。夜9時半、10時ごろまで、地権者の交渉に。距離的には測ってみたら何ぼあるのだろうな、200メートルあるかなしかのところがあるのですよね。御案内のとおり夏油高原スキー場がこの上流の山にあって、高速道路、和賀北上西インターから観光バスが出て、その道路を上ると高原スキー場にスムーズに流れる道路なのだけれども、残念ながらカーブで向こうが見えなくて、傾斜で。だから、観光バスがインターから出て、もし途中でいかれている車とぶつかった場合はバックする。とても危険で行けないということで、ずっとそのまま流れて、もう今年もスキーシーズンを迎えているんだよね。

これ初めての質問なのだが、部長さん、これはなぜ強制執行かけてやれないものかとずっと思っておったのだけれど、いかんせん県土整備部部長以下、人のいいのばかりいるんだな、

余り争いは嫌いなようだけれども、でもさっきの滞納家賃だけは裁判をかけると言っているんだけれども。私はそんな気持ちがあるというならば、寝る所が裁判かけてだめなら出ていけと言うけれども、大事なそういうところは一切執行しないで、ずっとこうしてやっているんだもの。恐らく北上土木事務所、北上の振興局の土木のところに行ってごらんなさいよ。先般私に「先生、やっと了解もらいました」という電話だけなのだよ。始めましたという電話が来ないのだよ、いまだに。了解をどこでもらったのか、さっぱりわからないのだけれども。「おかげさまで、先生、もらいましたからできますよ」というのがもう春先だものな。雪降る前にとっくに完了していたといえ、完了したという電話ぐらいあるはずなのだが。どうもそれが1つと、その延長線に橋が1本あるのだよな。

今の副知事さんが橋本さんの前にそこの部長をやった人なのなものな。あの方が知っているのだけれども、どうも知っている人たちはまだ県庁におるのだよ。それで、みんな偉くなっているのだけれども、さっぱり手をかけないで腹立っているのだけれども、でもそのうちに財政が厳しくなって、さっぱりけんかにもならないのだ、また。私が知っているところは、そこ1カ所だけなのだ。

県内には、結構あちこちにあるよね。乗用車で走ると心配はないのだけれども、大きなトラックで幌をかけていれば、その小屋の屋根とぶつかるところが北上にあるのだよな。ぱっと行ったらば、慌てて上を見たときに、ぎゅっとハンドルを切らなければ前に行けないのだ。もし対向車あればそこでまず側面衝突だな、こんなところが何度かあるのです。それはずっと昔の話だから、そのままずっと生きているのだけれども、我々これからやるので、前後これ何という道路なんだろうな、ずっと衣川の方から来るな。私どもは、昔は西部開拓道路という名前をもらっていたのだけれども、それができれば、そこさえできれば完璧にできる所なのだ。そうすると広域農道にかわるものが4号線と並行して走っているものだから、大型トラックが恐らく8割はそこを上るだろうと。雪国でも今除雪はきれいにやってくれるから、だから完璧に大型トレーラーはそっちを上れるだろうという道路なのです。

残念ながら200メートルやそこらの用地交渉で、ずっともう十何年前からやっているのと、橋はその後になるのだろうと思うのだけれども、まずその小さいところができないものだから、県の評価委員会にかけると点数ががたっと落ちるのだよ。その道路がそこだけ完了すれば80点以上になると、私の計算からすれば。その200メートルできると点数がぐっと30点上がると。それで、私はある課長さんに質問したのだ。評価委員会というのは、どういうメンバーかは知らぬけれども、我々政治を担当する県議会議員も出ても、一生懸命やろうとする評価点数はゼロなのだよな。これでは政治家は何もやれないということなのだよな。そうすると、優秀な職員がいなくて、高卒か短大卒の女の子にばたばたパソコンを打たせれば、評価点数がぞっと出るのだよ。こういう状態の仕組みをおれはずっと前から我慢しておったのだけれども、部長さん、お願いします。

○及川幸子委員長 我慢の17年だったようですので、答弁を求めます。

○橋本県土整備部長 ただいま伺いました箇所は、恐らく主要地方道花巻衣川線の山

口という所と、それから新田橋だと思いますけれども、山口地区につきましては、地権者との合意が得られないということで今委員のお話がありましたけれども、委員に相当御支援をいただきながら、鋭意用地交渉を重ねてきたのでございますけれども、今年も振興局の方でしばらくスパンあけていたのですけれども、2度ほど行って打ち合わせをやっているのですけれども、なかなか合意には至っていない。

それから、どうしても合意できない場合は法的な手立てというのものもあるわけでございますけれども、それもなかなかすっきりしないというか、該当しにくいという経緯もありまして、今そのことについて私どもの方でまた新たな気持ちで検討を重ねています。もちろん継続的に交渉はしますけれども、それにあわせて法的な手立てがとれないか、またあわせて検討していきます。新田橋の話は、またもうちょっと事業費のかかる話になりますので、それらについても検討させていただきます。

それから、評価の話がございましたけれども、もちろん新規にある一定区間を整備するようになりますれば、当然そこには投資するための緊急性とか、そういうのから評価していきますけれども、前後が開通していて一部区間だけ残されているというような場合は、なかなか例えばそこに大きな建物なんかがあったりしますとB/Cが出ないという、そういうケースも出てくるので、そういう場合についてはやっぱり別な手だてを考えなければならないなというふうには今考えておまして、何か所か屋根が落ちたとかいろんな話がありましたけれども、そういうところはなかなかそういう評価ではできないところもあると思っておりますが、そういう点についてはまた別な視点も入れながら解決策を模索していきたいというふうに思っております。いずれ先ほどの具体的な箇所については、誠意を持って当たっていきたいと思っておりますので、また御支援を賜りたいと思っております。

○菊池勲委員 ありがとうございます。それで、3年ぐらいあけておったのだよな。それが私が行った最後なのだよ、そのとき。9時ごろになって、よろしいということになったのだよ。そして、表で30分ぐらい打ち合わせをした。もう頭下げっ放しで判こをもらおうやとやったら、朝の8時半になったら振興局に電話が一本入ったのだった。「昨日菊池県会議員が来たが、圧力をかけてきたと思ったから、私は「うん」と言ったのだけれども、あれはだめです」と断られたって。たった一晩、いい思いで寝ただけだよ。

そんなことがあって、それを聞いてもう私もこれはだめだと思って、ずっと放っておいたのだけれども、先般の電話ではどうやらよさそうに感じたという意味だったかな、よくなったって、いいと思って聞いたのだけれどもな。何度か行っているのだよね、今年の春からね、二、三度行っているのですけれども、そのような具合で、一番問題なのは今スキー客が、安比高原もそうなのだけれども、どこも落ち込んでしまっているね。特にうちの夏油高原スキー場も、経営者が国際興業から加森観光に替わったりして、それで四苦八苦しているのだよ。そこで、とてもだめだからと、穴をあけて湯を沸くよといったら、湯はなかなか沸かないのだ。そして、えらい深く、アメリカ見えるくらい掘ったら、やっとこ出てきたのだものな。だから、市もやむを得ないから6,000万、7,000万出したりして今大騒ぎになっている

の。なものだから、ぜひともあの1カ所、もし部長さん、新田橋はまた後にしてもあの一か所山口の分だけ改良してくれれば、インターから大型バスがもし夏油高原スキー場に行くとするならば、評判よくなって満杯になると思うの。企業誘致も大事だけれども、企業を育てるのもやっぱり仕事だと思うので、よそから来い来いだけではなくて、あるものを逃げさせないようにするには、これも1つの我々の仕事かと思って、そして部長さんに特段の御配慮をお願いしたいのだけれども、一言お願いします。

○橋本県土整備部長 今の山口地区について、好転したという話は、実は私どもに情報が入っていませんので、引き続き交渉するようという事で指示をしたいと思っておりますけれども、いずれ先ほど申し上げましたように、何とか解決策を模索したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○関根敏伸委員 私からは、この際2点につきまして質問をさせていただきます。

まず第1点は、花巻空港関連でございます。18日に県の大規模事業評価専門委員会の方から空港のターミナルビル建築に関しまして、附帯意見がついてはおりますが、妥当という答申を県の方に提出されたというふうな新聞記事を拝見させていただいております。今さらですが、ターミナルビルにつきましては、行財政構造改革の流れの中で、2年間の供用開始を延期するという形の中で、進めてきたわけでございますが、予定変更によりました供用開始が平成19年ということになりますと、着工時期、まもなく迫ってきているというふうな時期でございます。これらを含みまして、大規模事業評価専門委員会の答申等を含めまして、これからのターミナルビル建築に向けましての動きにつきまして教えていただきたいというふうに思っております。

それから、第2点目ですが、これは先ほどの工藤勝子委員の質問と若干関連してきますが、この委員会でもたびたび公共事業量の絶対数が少なくなっている建設業界の現状、あるいは産業振興に及ぼすいろんな影響ということが質疑されておるわけでございますが、その中でマンション偽造問題が取り上げられましたが、これは民間での問題であります、やはり公共事業にあっても安かろう悪かろうという動きが出てくることになると、結果的には県民あるいは国民福祉に供せないということにもなってくると思えます。

そんな流れの中で、平成17年の4月に国の方で公共工事の品質確保の促進に関する法律といったものが施行されたというふうに聞いております。勉強不足でちょっと私もわかりませんが、この理念等々見てみますと、こういった流れの中にあって、良質な社会資本整備を実現すると。価格だけによらないというふうな流れと、それが結果的には福祉の向上に役立つわけでございますが、同時に価格だけによらないいろんな施工等々の流れの中で経済の活性化にも資するというふうな意味でも、非常に期待する法律だと思っております。この中に地方公共団体の責務ということが示されておるわけでございますが、岩手県、この国の法律施行を受けまして、現状どういったような形で施策等々の動きがあるのか、あるいは他県、東北6県等はどのような動きになっているのかにつきまして、まずお知らせをいただきたいと思っております。

○高橋港湾空港課総括課長 空港ターミナルビル着工の現状と見通しというお話ですけれども、ターミナル地域の整備はこれまで財政状況を勘案した結果、事業期間を延期して供用開始を2年繰り延べして、平成19年度の完成を目指して整備を進めてまいりました。一方で、繁忙期やチャーター便で中型機が運航するときに、ロビーや待合室が混雑するなど利便性の問題や航空会社の使用機材にターミナル機能が対応できないといった問題も発生しております。

県では、ターミナルビルの規模や費用の妥当性について御審議いただくために、県の条例に基づいて大規模事業評価専門委員会に諮り、7回の審議を経て、1つは大幅な事業計画の変更や社会経済情勢等の変化がある場合は、改めて評価を行うとともに事後評価の対象とすること、それから県からの貸し付けのあり方については慎重に検討すること、さらに民間事業者の一層の経営努力を促進することといった3つの意見が付された上で、事業実施とした県の評価は妥当という答申をいただいたところであります。

当部としても今回の答申を踏まえて、附帯意見に対する対応や厳しい財政環境にあることも視野に入れて、平成18年度予算要求に向けて検討を進めている状況であります。以上です。

○沢口技術企画指導担当課長 公共工事の品質確保の促進に関する法律への対応ということでございますけれども、これにつきましては平成17年9月議会でも御答弁したところでございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが平成17年4月1日に出ました。平成17年8月に基本的な方針が出たわけでございますが、この法制定の背景としては今おっしゃったとおり全国的に公共投資が減少している中で、受注競争が激化しまして著しい低価格による入札が急増するということが、工事中の事故や手抜き工事が発生しているなど、公共工事の品質低下に関する懸念が顕著になっているということも踏まえて、公共工事の品質確保のため発注者としての取り組まなければならない事項を規定するに至ったということでございます。

本県の現状といたしましては、低入札価格調査に該当する入札件数が年間20件程度でございますけれども、それらの工事において品質に係る問題等は今のところ発生していないという状況でございますが、しかしながら今後競争のさらなる激化等によりまして、全国と同様の事案の発生も危惧されることから、法の趣旨に沿った対応を進める必要があるというふうに考えております。それで、本県の取り組みでございますが、ガイドライン等も示されたところでございますので、来年度以降総合評価方式に向けた取り組みを進めていきたいという考えでおります。

それから、東北6県の状況でございますが、総合評価について申し上げますと、秋田県と山形県が総合評価には取り組んでおりますけれども、ほかの県はまだこれからという状況と聞いております。以上でございます。

○関根敏伸委員 ありがとうございます。どちらにつきましても前向きな方針で取り組まれていることと思いますが、花巻空港につきましてもでございますが、費用と効率性というこ

とが最終的にこれから妥当なものかどうかということによって決定されるというふうに思っております。

たびたび今回の議会で広域振興圏、生活圏と振興圏の見直しが議論されておりますが、この観点と言うまでもなく産業振興ということをとにかくうたっております。いわゆる再編策、見直しが採決されるかどうかは別として、産業振興は本当に緊急にやっつけていかなければならない観点だと思っているわけですが、その中にありましても県南にありましてその基軸となっているのが、大きく分けると自動車と観光だというふうに理解をしております。

そういった中で、自動車関連で言いますと、私もたびたび関東自動車さん等々から陳情を受ける機会があるのですが、大きなものは道路整備と、もう一つは空港等々でもビジネス対応の羽田便、成田便等の復活と申しますか、これは随分やっぱり言われておるわけですが、道路整備につきましては、県道も着工していただきましたことに大変ありがたいと思っておりますが、やはり自動車関連で言いましても空港を利用してのいろんな形での今後の展開というものが企業側からも多く要望されておるところでございます。

そんな中で、ターミナルビルにつきましては、国際便のみならず国内便の増便につきましてもかなり有利に働くのではないかとこのように思っております。また、観光につきましても承知だと思っておりますが、ほとんどが台湾からの観光客というのが今の花巻空港の実態だと思っておりますが、現実に民間航空会社が花巻空港の利用から福島あるいは青森への移動をかなり具体的に示しているという、非常に危惧される状況が伝えられております。仮にターミナルビルが着工したとしても2年後の供用開始ですから、2年間はなかなか難しいと思っておりますが、仮にそっくりそのまま航空会社が他県へ移動するということになりますと、1万人程度のかなり観光客への影響に、あとは総合的な経済効果等々に影響が出てくると思っております。

そういった意味で、やはり高度に本当に政策的な判断だろうかというふうに思っております。担当部局としては、当然積極的に考えたとは思いますが、そういった意味も踏まえまして再度取り組みに対しましてのお考え、あるいは今後のスケジュール的な見通し、問題となるとすればどういったものなのかにつきまして御答弁をいただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの公共工事の品質確保の促進に関する法律につきましては大体理解をいたしました。本当にわか勉強なものですから、私もよくわかりませんが、これを見ますと発注側と受注者側の対等な関係でいろんな技術提案を受ける、あるいはそれを受けて予定価格が決定されていくとか、こういう時代の中にあって受注者側にとっても非常に自分の技術向上、いろんな意味で明るい将来の見通しを示せる方法だなど。最終的には、これは県民の福祉が向上するものでありますから、ぜひとも来年以降具体的な施策等々を含めてということでございます。早い時期にこういったものを県としてもガイドラインに示していただきまして、こういった状況の中に将来的な見通しを示していただければ、県内外全体

にわたり非常にうけるものがあると思いますので、その辺につきましては要望ということにさせていただきたいと思います。空港の方だけ御答弁をお願いします。

○高橋港湾空港課総括課長 空港のターミナルビルの整備の今後の見通しということでございますけれども、大規模事業評価専門委員会からは岩手県空港ターミナルビル株式会社への貸し付けのあり方について慎重に検討することという意見もいただいております。そういうことから、ビル会社とも打ち合わせを行いながら、平成18年度要求に今努力しているところということでございます。

○関根敏伸委員 今の答弁に関連しますと、具体的に問題となるとすると県からターミナルビル株式会社に貸し付けが問題となってくるというふうに理解してよろしいのですか。額云々かんぬんということなののでしょうか、そのように理解すればいいのでしょうか。

○橋本県土整備部長 大規模事業評価専門委員会から3つ、3つとも大事なことでございますけれども、特に今委員の方からお話ありましたように、本県の財政状況が厳しくなっていますので、私どもとしては大きな障害はお金だろうというふうに考えています。それから、外部の委員からは貸し付けについて、私どもは今無利子貸し付けということで申し上げていますが、そのあり方がそれでいいのか、それで本当に県民の理解が得られるのかといったこともございますので、そういうことも検討しているわけございまして、最終的には18年度予算に係る案件ですから、議会の中で提案させていただいてそこで御議論いただくということになると思いますけれども、現段階ではそれに上げるまでの準備といえますか、例えば利息の計算とかそういうところをどこまでできれば可能なのか、もしくはビル会社が受け入れるのか受け入れないのかということも事務的な詰めをしているところでございますので、御理解願いたいと思います。

○工藤勝子委員 もう一点、お願いいたします。

遠野第二ダムについてお尋ねしたいと思っています。これは、遠野の中心市街地を災害から未然に防ごうというようなことで、ダムと洪水吐トンネル、セットでの工事で行っていただきました。おかげさまで洪水吐トンネルは順調に貫通いたしまして、着々と完成に向けて進んでいるところでございます。ただ、たしかダム建設について設計変更をしたいというお話がございました。設計を変えることによって3億円ぐらいの経費が節減になるというようなお話がございましたが、この設計ができておりますでしょうか。

また、せっかく洪水吐トンネルができてくるわけですので、ダムができなければこれは水を吐くこともできませんので、この辺のところをお伺いしたいと思います。

○若林河川開発担当課長 ただいま、遠野第二ダムのお話をいただきました。洪水吐トンネルは順調に今進んでおりまして、ダムの設計を見直しております。それは何を見直しているかというと、基礎構造を、そのダムの基礎地盤をどこにするかということで検討しています。ダム高が少し低くなるということでコスト削減ができると、それからあと構造面を少し見直しましょうという形で、少し安くなるということで現在大体構造面が固まりましたので、国土交通省の国土総合研究所といろいろと調整をしております、その計画が大体見直し

になります。現状はそういうところがございます。

○工藤勝子副委員長　それが済みまして、平成18年度あたりから工事に入っていただけるものでしょうか。

○若林河川開発担当課長　ダムを進捗でありますけれども、本体につきましては今設計が固まりましたので、来年度、平成18年度に設計、それから積算の業務があります。平成18年度末を今のところは予定をして、そこで発注をしたいというふうに考えているところです。

○工藤勝子委員　ぜひ計画どおりに進めていただきますようお願い申し上げます。

○伊藤勢至委員　それでは、1点だけ質問させてもらいたいと思います。

先ほどの工藤委員からの質問で、本会議で当局から話がありました県営建設工事については構造偽造はないということで安心をしたわけではありますが、今日はまた民間の方でもないということ、大変心強く思ったところであります。本県はしっかりやっているなというふうな思いを持ったところであります。ぜひそういう点を県民にもひとつ大きくアピールをしていただいて、不安を早く取り除いていただいた方がいい。自信を持って対応していただきたいというふうに思うところであります。

そこで、この立派な建設産業界が育って、立派にやってきたわけではありますが、今この入札問題に関わりまして大変厳しい状況にある。つまり県土整備部といたしましては、空港から港湾から道路、トンネル、橋梁、すべては県土整備部で設計をして、物にしている、形にしているのですけれども、入札のときは別なところでもう機械的にやられてしまうということから、大変言ってみればじくじたる思いもなさっているところもあるかもしれません。本当にこの金額でおれたちが設計したものができるのか、そういう点もあろうかと思うのです。

そういう中で、先ほどの指定管理者を選定する際に選定委員を6人といいですか、6者といえますか、そのぐらいい選定して、そこでやってきて評価をして決めてきたという。これは、実は30年以上前に本県であったそうでもありますけれども、入札の価格申告制度、これと同じような内容を含んでいるのではないかと考えております。といいますのは、この内丸緑地あるいは岩手県立花巻広域公園などの緑地の整備につきましては、岩手県観光協会など、あるいは各総合設計研究所、総研かと思ったら、これは別なのだそうです。それから地権者であって建て主でもある岩手県、それから民間の学識経験者あるいは利用する人たちと、こういうメンバーで言ってみれば選んでいるわけです。

これというのは、金額等もあるかもしれませんが、今の総務部がやっている入札とは違ったやり方なのだと思うのです。パブリックコメントといいますか、みんなの意見を聞いてどれかに絞ろうというやり方だと思うのです。それが今やっているのは、もう単に数字だけの、数字が安ければいいみたいな感じでいっているのではないかと。そこには、客観的ないろいろな判断がないと、このように思うわけですが、こういう制度にするならば地権者、発注者である岩手県、それから学識経験者、利用者、消費者団体の方々、言ってみれば官と民が一緒

に話し合いというか、研究をすることによって、正当な単価で、妥当な単価で、当然これはこのくらい手を抜かずにやればこういうものでできるという、そういうものでできるのではないかという、これは示唆になるのではないかと思うのでありますが、価格申告制度、私も実際にはどういうものだったかは知りませんが、多分こんなものではないかと今思っているのでありますが、これからのいろんな公の、まさに県民の財産であるインフラ整備をしていく際にはこういうことがあってもいいのではないかと、そういうこれは示唆になるのではないのかなと思ったわけですが、これについてお考えはいかがでしょうかお伺いします。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 価格申告制度の関係につきましては、私が県庁に入った頃やっています、それからいろんなことがあって指名競争入札に移行したということは、実際業務をやったこともありますし、対応もしているので、その辺の経過もわかるのですけれども、価格申告制度というのは岩手県が独自に考えた制度で、価格を決定する際に発注者と受注者、受注者というか、その工事を受注した人間ではない請負業者の方々と県が内容を審査して落札業者を決定するというやり方で、随意契約的な感覚ですとやってきた中身です。

先ほど話もあったのですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の関係で、実は今事務的にいろいろ悩んでいるところがあるのです。他県の先進県があるのですが、県内企業の技術力を評価するということに、最低の価格者の価格差をどういった技術力で逆転できるのかという具体的な技術力の評価というところが極めて判断が難しいところがあるというところをいろいろ検討しています。要は価格申告の場合も基本的に最低者が落札をするのではなくて、いろいろ検討した結果最低者以外の者も落札できるという要素を残しているというのが価格申告の本来の考え方なものですから、実はその辺については今回の公共工事の品質確保の促進に関する法律の中の総合評価落札方式の中で、そういったことを十分に検討して、その中で最低価格の者だけが落札できないような形の考え方をとっていけば対応ができるのかなというふうに考えております。

○伊藤勢至委員 言ってみれば客観的に情勢を判断する、幅広い層に見てもらって、安ければいいではない。あるいは会社の経歴、技術力、あるいは過去に事故を出したか出さないか、あるいは現在の資本状況、本当に請け負った場合に完成するまでの間、もつのかどうか、いろいろあるのだと思うのです。こういったものを客観的に判断できる材料にはなると思います。

それからもう一つ、忘れてもらっては困りますのは、大手とか県内業者とかいいますけれども、岩手県は災害の多い地域でありまして、地震、津波、山林火災等々あるわけでありまして、これまでも多数ありました。あるいは除雪等もそうでありますけれども、仮に仙台、東京に本社を持つ大手が受注をしたとしても、そういったときに一番先に対応してもらえるのはやっぱり地元の企業なのだと思います。従いまして、そういうところも勘案をしていただくと、いい形のもので出てくるのではないかなと、私はそういう期待があります。ただ、

県内企業が頑張ってもなかなか技術的に及ばないものは、これはいたし方ありませんけれども、でも逐次勉強して技術力、能力を高めていくなれば、そういうことも心配ないというふうにも思います。

それからもう一つ、ついでに言わせてもらいますが、技術者と技能者という評価がどうもアンバランスだというふうに思います。例えば1級施工管理技士、1級土木施工管理技士、これは旧建設省サイドの資格で、一方で現場をこなす技能士というのは労働省管轄、どうもこっちが低い扱いを受けているのではないかなと思うところがあります。しかも、今仕事が少ないということから、受注をした人が従来おつき合いをしている業者さんに見積もりを出してもらおうと、高いと、うちはもうそこまで以上下げられませんとなると、いいですよ、では青森から呼んできます、仙台から呼んできますと、こうなるというのです。そういう中で、できれば県内に在住する技能士にやってもらいたいということぐらい本当はつけてもらえれば、技能士についても名簿上仙台の職人さんを持ってくるとか、そういうこともできなくなって、それは必ず岩手県に還元をする方向になるのかなと、そんなこともありますので、幅広くお考えをいただいて、このような指定管理者を選考する際の6人の者を集めての研究といいますか、客観的な評価というのですか、そういう中に地元でなければ地元へ還元ができないものというのもあると思いますので、そういう点も含めてひとつ知恵を絞っていただいて、現下の厳しい業界のためにであれば、最終的には県内のインフラを県内の手でやるのが一番いいのだと思っておりますから、そのように取り組んでいただきたいと思うわけですが、これは部長さんにお聞きしたいと思います。

○橋本県土整備部長 もちろん今委員が御指摘になりましたように、災害等、いざ鎌倉のときには地域の建設業の皆さんに大変お世話になっておりますし、また、そのことについては、日ごろから感謝を申し上げます。

ただ、発注に当たりましては、御案内のとおり工事の規模とか、あるいは技術の難易度によって、どうしても県内業者ではできないということがありますので、その仕分けはどこかでやらなければならないとは思いますが、同じテーブルに座っての競争の中では、今私どもの方で説明申し上げましたような価格のみで決定するのではなくて、やはり技術力とか、それから完成した後の維持管理コストなどを含めて、そちらの提案の方がいいというようなことであれば、その業者さんと契約するという総合評価方式で選定することになると考えてございます。

ですから、今年度、それらの方向付けについて今検討していますけれども、平成18年度から、一気にすべてとはいきませんが、スタートを切りたいと思っておりますので、それまでにいろいろ他県の状況とか、あるいは国土交通省の指導もいただきながら考えていきたいと思っております。

それから、技能者の話もございましたけれども、技術者と技能者の差という話につきましては、ちょっと具体的に私から申し上げることではないのでございますが、実際に小規模な工事の例えば配管であったり、あるいは壁を塗ったりする仕事につきましては、技術者という

よりはむしろ技能力でできが変わってくるものだと思いますから、それらについてはやっぱり技能者の成果について例えば表彰するとか、そういうようなことは今後ともずっとやっていくべきだと思っていますし、私たちもそういう視線で実際に仕事をしている方々を応援していきたいと思っています。

また、そのためには私どもも評価ができる能力も高めていかなければならないと思っていますので、職員みずからの努力が必要だと考えています。そういう点で、建設技術振興課を中心に県職員の技術スキルアップについても考えていきたいと思っています。お気づきの点がありましたら御指導賜りたいと思います。

○伊藤勢至委員 最後に1つお願いと、重ねて1つ、2つお聞きをしたいのですが、今言いました技能士の関係であります、去年の技能オリンピックが本県で開催をされまして、大変立派な成績をおさめたわけであります。先般第22回の県の総会があつて行ってまいりましたけれども、その際に言われたのが、先ほども言いましたけれども、県外の技能士の名前をつけて書類をそろえて出しているところがあるということと言われてきましたので、そういった部分がないように県内の技能を活用するという観点からも、そういうことをしっかりとお伝えをしますと同時に、あなた方も一緒に組んで県に改めてのお願いをしましょうということであおってきたところでもありますので、その辺の動きをこれから顧問団と一緒に展開をしていきたいというふうに思っていますので、これは予告編でお願いをしておきたいと思ひます。

それから、先ほど言いましたけれども、現下のこの経済状況にありましては、県の発注工事、できるだけ地元優先ということだと思うのです。もちろん技術、技能が足りないところという客観的判断の中にあつては、それは大手さんに特殊技術として依頼するのもしようがないかもしれません。例えば今計画が進んでいると思ひますが、宮古地区の西道路3.6キロと言われております。これは300メートルずつに区切れば12工区になると、私ずっと地元の業界の皆さんにしゃべってきまして、そういうお願いをすと言ってきました。

トンネルを、あるいは橋を2つに切れなんていうことはできないかもしれませんが、せつかく地元のいろんな要望を出していきながら、長年運動をしてきて、これが実現したときにジョイントベンチャー、あるいは県内業者、地元業者が1社も入らないということでは、これは地元に戻元にならない、このように実は思っているところでありまして、そういうところまで配慮していただいて、地元でできるものについては極力、刻んでもいいですから、そんなに一気に1年か2年でできるものではないと思っていますから、そういう配慮があつてこそ、岩手県のお金が岩手県内に落ちてくる、循環をする、こういうことになるのだと思ひますので、そういう配慮をぜひとも今まで以上に取組んでいただきたい。要望も含めて、ひとつお聞きをして終わりたいと思ひます。

○橋本県土整備部長 先ほどちょっと申し忘れをいたしましたけれども、大手企業、それから県内の大手さんが下請け等を使うわけですけれども、これまでも契約の付記事項で県内の業者、それから県内の資材を使うよというよということで、努力義務を記していたわけですけ

れども、新たにそれに加えて岩手県の下請業者を使わない場合、それから資材を使えない場合はその理由を明記するように、今度また強めたところでございます。その理由は県内の業者さんが今委員御指摘のように断られると。なぜ断られるかという理由がわからなければ、自分たちの努力のしがいなくなるということがありまして、断られた方はその理由を見て、その理由で断られたのであればそうでないような努力をしてもらおうとか、そういうふうな糧になるようにということと新たな取り組みもしたところでございます。

それから、西道路等を例に挙げての発注方法につきましては、これはコストのこともございますので、すべて区分けしてとはいきませんが、ケース・バイ・ケースで地域の皆さんに道路を造っていただけるように努力をしたいと考えております。

○及川幸子委員長 ほかにございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 大変貴重な御意見が出されたようでございます。県土整備部の皆さんには、引き続き前向きに、明るい方向で検討されるように御祈念を申し上げ、これを持ちまして県土整備部の審査を終わりたいと思います。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。ありがとうございます。御苦労様です。

委員の皆様は、ちょっと相談がありますので、お残りいただきたいと思います。

次に、次回の委員会の運営についてお諮りいたします。

次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。本委員会所管事務の調査として、一般国道455号(仮称)北山トンネルについて調査を引き続き行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 それでは、さよう決定いたします。

なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、継続調査と決定した本件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。2月に予定しております県外調査についてであります。お手元に配付しております平成17年度県土整備委員会調査計画(案)により実施することとし、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 それでは、さよう決定いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。御協力ありがとうございます。

本日は、これをもって散会します。